

1. 特例退職被保険者・任意継続被保険者の皆さまへ

- 令和4年度分の「保険料納付証明書」は令和5年1月上旬にご自宅宛郵送いたしました。
- 令和5年度の新保険料のお知らせは、3月上旬にご自宅宛郵送いたします。
- 保険料は必ず納付日*までに納付いただきますようお願いいたします。納付日までに納付されなかった場合、健康保険法の定めにより、自動的に被保険者資格喪失となりますのでご注意ください。納付日は納付方法により異なります。
※毎月払い(毎月10日)、半年払い(3月31日・9月30日)、一年払い(3月31日)。
前納払い(半年払い、一年払い)の場合、払込日を過ぎて入金すると前納払い扱いとなりませんのでご注意ください(払込日が休日の場合、口座振替は前営業日となります)。

2. 退職後の「保険証」の取扱いについて

- 被保険者が勤務先を退職した場合、健康保険の資格は喪失し、退職日の翌日から「保険証」の使用はできません。被保険者・被扶養者全員の「保険証」を速やかに勤務先のご担当者宛ご返却ください。
※健康保険の資格喪失後に「保険証」を使って受診した場合は、医療費を全額自己負担していただくことになります。
- 事業所のご担当者は、退職者から被保険者・被扶養者全員の「保険証」を回収し、【書式1-3】被保険者証・限度額適用認定証・高齢受給者証返納届【事業主用】に必要事項を記入のうえ、当健保組合宛ご返却ください。
※事業所は被保険者の退職後5日以内に健保組合宛返納することと法令で規定されています。

3. 「検認(被扶養者の再認定)」の御礼

- 被保険者の皆さま並びに事業所ご担当者のご協力をいただき、昨年11月から実施いたしました「検認(被扶養者の再認定)」作業が滞りなく終了いたしました。厚く御礼申し上げます。
- なお、今後被扶養者が就職したときや、年間収入が130万円以上(60歳以上または障がい者の方は180万円以上)となる等の場合は、被扶養者の資格がなくなりますので、必ず当健保組合へ届出を行ってください。

4. インフルエンザ予防接種(国内)の補助金支給申請期限等について

- 令和4年度のインフルエンザ予防接種補助金支給申請より**申請期限を設けます。**
今年度までに接種したインフルエンザ予防接種の申請書は、令和5年3月末(健保到着ベース)までにお送りください。
- 令和5年度以降は各年度中に接種したものを申請期間内のみ受け付けるように変更します。
 - ・申請期間：接種年度の10月から翌年3月まで
※申請期間後の申請は補助対象外となります。また資格喪失後の申請はできません。
 - ・対象接種期間：申請年度の10月から翌年3月までに接種したもの
- また、令和5年度から、インフルエンザ予防接種補助金支給申請について、ご要望の多かった電子申請に変更する予定です。

5. 電話による健康相談について

- 令和5年度より、健康相談のメニューに以下の内容を追加しますのでご利用ください。
 - ・メンタルヘルスに関するご相談
 - ・セカンドオピニオン手配サービス
 - ・受診手配サービス
 - ・海外からの電話による健康相談
- なお、令和5年度より委託先がティーベック株式会社に変更となります。それに伴い「みんなの家庭の医学」サービスの当健保組合での利用は令和5年3月31日をもって終了となります。
- また、セカンドオピニオン手配サービスと海外からの電話による健康相談は電話番号が他のサービスと変わる予定です(現状、電話番号は未定です)。
※詳細については令和5年4月以降、当健保組合ホームページでお知らせします。